

商品名		○新型カーローン									
ご利用いただける方		○申込時年齢が満20歳以上、完済時満65歳未満で、下記のいずれか一つの条件を満たし、当金庫所定の審査を受けられるお客さま。 ・過去に当金庫カーライフプラン等の自動車購入資金をご利用され、ご返済が良好で、ご返済比率が35%未満のお客さま。 ・給与振込（10万円以上のご実績）があり、下記「対象取引項目」の内、3項目に該当し、返済比率が35%未満のお客さま。 ・前年度年収200万円以上で、返済比率が30%未満のお客さま。 「対象取引項目」 当金庫会員、給与振込（定額自動送金含む）、年金振込、カーローン再利用、貯蓄預金、カードローン、定期預金、定期積金、財形貯蓄、公共料金等の口座振替等。 （詳細は窓口までお問い合わせください。）									
お使いみち		○自動車購入資金（後付オプション購入を含みます）、車検費用、免許取得費用等。 上記用途の既存の借入資金 ※購入車両の車検証のご名義が、ご本人、ご家族に限定させていただきます。 個人売買については、お取り扱いしておりません。									
ご融資金額		○10万円以上300万円以内（1万円単位） ※前年度年収（事業所得の方は申告所得）の150%以内となります。									
ご融資期間		○7年以内 ※据置はございません。									
ご融資利率		○変動金利型：当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動利率 年1.35%～年3.95% ※取引優遇金利最大割引幅2.10%の優遇可 ※パートナー協定優遇金利 年0.3%の適用可 パートナー協定部店長優遇金利 年0.2%以内の適用可 借入後の適用利率は、当金庫の短期プライムレートを基準に随時変動し、変更日以降最初に到来する利息支払日の翌日より適用利率を変更いたします。 ○金利割引項目 <table><tr><th colspan="2">金利割引項目</th><th>対象</th><th>金利割引</th></tr><tr><td>1</td><td>日本海しんきんで給与振込または年金の受取をご指定いただいている方（新規契約も可） ※ただし、「給与振込」に関しては、勤務先の事情により「給与振込」指定ができない場合に限り、定額自動送金契約（毎月5万円かつ返済額以上）を可とする</td><td>お申込人様</td><td>▲1.0%</td></tr></table>		金利割引項目		対象	金利割引	1	日本海しんきんで給与振込または年金の受取をご指定いただいている方（新規契約も可） ※ただし、「給与振込」に関しては、勤務先の事情により「給与振込」指定ができない場合に限り、定額自動送金契約（毎月5万円かつ返済額以上）を可とする	お申込人様	▲1.0%
金利割引項目		対象	金利割引								
1	日本海しんきんで給与振込または年金の受取をご指定いただいている方（新規契約も可） ※ただし、「給与振込」に関しては、勤務先の事情により「給与振込」指定ができない場合に限り、定額自動送金契約（毎月5万円かつ返済額以上）を可とする	お申込人様	▲1.0%								

商品名 ○新型カーローン				
	2	エコカー（電気自動車、燃料自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車および自動車重量税・自動車取得税の特例措置の対象となる自動車）、福祉車両を購入される方	お申込人様または同一生計ご家族	▲0.5%
	3	日本海しんさんの会員の方（出資金額 10,000 円以上）	お申込人様	▲0.4%
	4	日本海しんさんで住宅ローン、住宅金融支援機構をご利用いただいている方	お申込人様	▲0.4%
	5	マイカーローンの利用が2回目以上の方※ご利用回数毎に0.1%加算	お申込人様	▲0.3%
	6	「飲酒運転、ながら運転、あおり運転は絶対しません！」と安全運転宣言ができる方	お申込人様	▲0.1%
	7	カードローンのご契約がある方	お申込人様	▲0.2%
	8	フレッシュアーズ（新社会人）の方	お申込人様	▲0.2%
	9	SDカード取得または優良ドライバー（ゴールド）の方	お申込人様	▲0.1%
	10	チャイルドシート所有または『こっころ会員』の方	お申込人様または配偶者	▲0.1%
	11	中国しんさんカード（JCB・VISA）をお持ちの方	お申込人様	▲0.2%
	12	VISA一体型カード「デュエット」をお持ちの方	お申込人様	▲0.1%
	13	個人インターネットバンキングの契約がある、または申込みされる方	お申込人様	▲0.2%
	14	口座振替契約（5大公共料金・保険料[国保、生保、損保、共済]、国民年金掛金、税金）が2項目以上ある方	お申込人様または同一生計家族	▲0.2%
	15	定期預金残高50万円以上ある方	お申込人様	▲0.2%
	金利割引幅（1～15）			▲2.0%
	16	車検専用積金「ピットイン」をご契約で、6ヶ月以上の駆け込み実績のある方	お申込人様または同一生計家族	▲0.1%
	金利最大割引幅			▲2.1%
ご返済方法	○元利均等毎月返済 月々決まった金額（元金＋利息）を返済する方法です。 ※ボーナス月の増額返済はできません。			
変動金利のご返済額	○返済額は金利変動の都度、返済回数、最終期限を変更することなく、毎回の元利金返済額を増減します。			
担保	○不要			
保証人	○原則不要 ※当金庫が必要と認めた場合には、連帯保証人が必要となります。			
保証料	○不要			
延滞損害金	○年14.60%			
手数料（消費税込）	○返済条件を変更する場合には、金庫所定の手数料が必要です。			

商品名	○新型カーローン										
その他の事項	○返済額のご試算は、窓口までお問い合わせください。 ○借入利率は、窓口、ホームページにてご確認ください。 ○お申込みに際しては、当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご要望にそえない場合があります。なお、審査の内容については、お答えいたしかねますのであらかじめご了承ください。 ○お借入資金は、お客さまがご指定いただきました返済用口座に入金させていただきます。また、入金後はお支払先に直接お振込みいただきます。 ※振込手数料は別途ご負担いただきます。										
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9時～17時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。 * お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。 <table border="1" data-bbox="550 1099 1275 1456"> <tr> <th colspan="2">全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）</th></tr> <tr> <td>住 所</td><td>〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td></tr> <tr> <td>電話番号</td><td>03-3517-5825</td></tr> <tr> <td>受付日 時 間</td><td>月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00</td></tr> <tr> <td>受付媒体</td><td>電話、手紙、面談</td></tr> </table> 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。	全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）		住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電話番号	03-3517-5825	受付日 時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00	受付媒体	電話、手紙、面談
全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）											
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7										
電話番号	03-3517-5825										
受付日 時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00										
受付媒体	電話、手紙、面談										

商品名

○新型カーローン

	東京三弁護士会		
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（１）、（２）の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ（<https://nihonkaishinkin.co.jp>）をご覧ください。

（１）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

（２）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

日本海信用金庫